

大情審答申第 388 号  
平成 27 年 3 月 26 日

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市情報公開審査会  
会長 松本 和彦

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成25年10月1日付け大市民第747号により諮問のありました件について、次のとおり  
答申いたします。

第1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が、平成 25 年 7 月 12 日付け大市民第 430 号  
により行った部分公開決定（以下「本件決定」という。）で公開しないこととした部分  
のうち、「法人のノウハウに該当する部分（様式 6）提案にあたってのセールスポイン  
ト）」を公開すべきである。

第2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 25 年 6 月 28 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第  
3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、「平成 25 年に公示さ  
れた NPO レベルアップ講座の業者選定の際に提出された企画提案書類 一式」を求  
める公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る公文書を「平成 25 年度 NPO レベルアップ講座に係る  
選定事業者の企画提案書類」（以下「本件文書」という。）と特定した上で、法人等の  
代表者の印影、法人のノウハウに該当する部分（様式 6）提案にあたってのセールス  
ポイント）、事業費の積算内訳を公開しない理由を次のとおり付して、条例第 10 条第  
1 項に基づき、本件決定を行った。

記

「条例第 7 条第 2 号に該当

（説明）

(1) 『法人等の代表者の印影』については、法人等の事業活動を行う上での内部管  
理に属する事項に関する情報であって、公にすることによって、偽造等のおそれが

あり、当該法人等の事業運営が損なわれるおそれがあると認められ、かつ同号ただし書に該当しないため。

(2)『法人のノウハウに該当する部分』(様式6)提案にあたってのセールスポイント)及び(3)『事業費の積算内訳』については、法人等の事業者の経営上または技術上の情報で、これを公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあり、かつ同号ただし書きにも該当しないため。」

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成 25 年 9 月 2 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)第 6 条第 1 号に基づき、異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)を行った。

## 第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 異議申立てに係る処分を取消し、公開するとの決定を求める。
- 2 大阪市が実施する事業が公金を使って行うものである以上、事業で使用する金額の総額及びその内訳についてどのように使われたのかを説明する必要がある。そして、大阪市が適切な支出をしたと納税者が判断するためには、提出された提案書が公開されて初めて達成できるものである。
- 3 また、事業者は入札に参加する段階で企画提案書が公開されることを受忍している。仮に提案書が公開することにより、法人の競争的地位又は利益を害することになったとしても、公開されることを受忍している以上、条例第 7 条第 2 号に規定する非公開情報には当たらない。
- 4 提案のセールスポイントは本件入札を落札するために作成されたものであり、落札した業者の情報を記載したものではない。とすれば、提案のセールスポイントに関する記述は条例第 7 条第 2 号の非公開情報には当たらない。

## 第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 「法人等の代表者の印影」については、法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることによって、偽造等のおそれがあり、当該法人等の事業運営が損なわれるおそれがある。
- 2 また、「法人のノウハウに該当する部分」及び「事業費の積算内訳」については、各事業者が同様・類似の業務等を受注するなか試行錯誤を行いながら情報等を蓄積し、それに基づき独自のノウハウを構築している分野であり、本件文書については、そのような積み上げを行ってきた結果の独自のノウハウを詳細かつ具体的に記載してお

り、一般的に知れわたっているものではないため、これを公開することにより、その権利、競争上の地位その他の正当な利益を害し、大きな損失を与えることとなると判断した。

## 第5 審査会の判断

### 1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この第7条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

### 2 本件文書について

本件文書は、公募型企画コンペにより行われた、NPOレベルアップ講座（以下「本件講座」という。）に係る選定された事業者（以下「本件法人」という。）の企画提案書類である。

また、実施機関は本件決定において、条例第7条第2号を理由として、本件文書のうち、法人等の代表者の印影（以下「印影」という。）、法人のノウハウに該当する部分（様式6）提案にあたってのセールスポイント（以下「セールスポイント」という。）、事業費の積算内訳（以下「積算内訳」といい、印影及びセールスポイントとあわせて「本件各非公開部分」という。）を非公開としている。

### 3 争点

実施機関は、本件文書について、条例第7条第2号を理由に本件各非公開部分を非公開とする本件決定を行ったのに対して、異議申立人は、本件決定を取り消し、本件各非公開部分の公開を求めるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件各非公開部分の条例第7条第2号該当性である。

### 4 本件各非公開部分の条例第7条第2号該当性について

#### (1) 条例第7条第2号の基本的な考え方

条例第7条第2号は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）の事業活動や正当な競争は、社会的に尊重されるべきであるとの理念のもとに、「法人等に関

する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は、原則として公開しないことができると規定している。

そして、この「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、①法人等の事業者が保有する生産技術上又は販売上の情報であって、公開することにより、当該法人等の事業者の事業活動が損なわれるおそれがあるもの、②経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公開することにより、法人等の事業者の事業運営が損なわれるおそれがあるもの、③その他公開することにより、法人等の事業者の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれるおそれがあるものがこれに当たると解される。

なお、同号ただし書において、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」は、条例第7条第2号本文に該当する場合であっても、公開しなければならない旨規定している。

#### (2) 印影の条例7条第2号該当性について

当審査会において印影を確認したところ、本件法人の代表者の印影であったことから、本件法人の事業活動に関する情報であることは明らかである。また、一般に法人の印影については、事業活動を行う上での内部管理に属する事項であり、公開することにより偽造、悪用されるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは否定できない。

したがって、印影を公開すると、偽造等のおそれが否定できず、条例第7条第2号本文に該当し、また、その性質上、同号ただし書に該当しないことは明らかである。

#### (3) セールスポイントの条例第7条第2号該当性について

当審査会において、本件文書を見分したところ、セールスポイントには本件法人が本件講座を行うに当たっての企画内容の設定方法等が記載されていた。

実施機関によると、公募型企画コンペでは、応募事業者がいかなる企画をとり行うかに着目して選定しており、選定業者が提案した企画に基づいて実際に事業が行われるとのことであった。

とすると、本件講座は平成25年度末をもって既に実施を終えているところ、本件法人によって本件講座が実施され、本件講座の実施を通じて本件講座の受講者等が本件講座の内容を知り得る状態になっていることを踏まえると、現時点においては、セールスポイントを公にしても、本件法人の事業活動が損なわれるなど本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとはいえない。

#### (4) 積算内訳の条例第7条第2号該当性について

当審査会において積算内訳を見分したところ、積算内訳には旅費・交通費をはじめとした項目に関して詳細な積算内訳が記載されていた。

一般的に、収支計画や予算に係る費用の詳細な積算根拠やどの程度の金額をどの項目に配分するかといった内容に係る記載は、公金の使途としての結果を事後的に広く市民に示す決算とは異なり、本件のように公募型企画コンペへの応募など競争的文脈に置かれた場合には、法人としての本件講座の運営の方向性や考え方など戦

略的意思を数字で表明したものとして、競合相手など特定人にとって持つ意味合いも一定考慮すべきであると考えられる。

したがって、その記載が精緻であればあるほど、法人独自の事業運営に対する考え方や創意工夫が項目毎に配分された金額によって詳細に示されることとなる。

以上のことから、積算内訳は、公募型企画コンペ申請時における本件法人の予算配分の詳細部分であって、本件講座の運営方針の機微ともいべきこれらの情報を公開すると、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、また、その性質上、同号ただし書に該当しないことは明らかである。

## 5 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 松本和彦、委員 小林邦子、委員 坂本団

(参考) 答申に至る経過

平成25年度諮問受理第122号

年 月 日	経 過
平成25年10月1日	諮問
平成25年11月13日	実施機関から実施機関理由説明書の提出
平成26年10月10日	異議申立人から意見書の提出
平成26年10月21日	審議(論点整理)
平成26年11月21日	実施機関理由説明
平成26年12月2日	審議(論点整理)
平成27年1月26日	審議(答申案)
平成27年3月26日	答申